

2022年11月22日

各 位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号  
株式会社 インタースペース  
代表取締役社長 河端 伸一郎  
(コード番号: 2122 東証スタンダード)  
問合先: 取締役経営管理管掌 岩淵桂太  
TEL: 03-5339-8680 (代表)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年12月23日開催予定の当社第23回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 監査等委員会設置会社への移行

本日付の「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますが、当社は、取締役会における審議の充実化と監督機能のさらなる強化を目的として、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を有する監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等をおこなうものであります。

##### (2) 株主総会資料の電子提供制度導入への対応

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が、2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置を取る旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置を取る事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

##### (3) 単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、単元未満株式の権利を限定する規定を新設するものであります。

##### (4) その他、語句の修正等所要の変更をするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は、変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<b>第1章 総 則</b>	<b>第1章 総 則</b>
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
1. ~29. (条文省略)	1. ~29. (現行どおり)
30. 前各号に付帯関連する一切の <u>業務</u>	30. 前各号に付帯関連する一切の <u>事業</u>
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機関の設置)	(機関の設置)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削 除)
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
<b>第2章 株 式</b>	<b>第2章 株 式</b>
第6条~第7条 (条文省略)	第6条~第7条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(单元未満株についての権利)</u>
	<u>第8条 当社の株主は、その有する单元未満株について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>
	<u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>
	<u>2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第8条~第9条 (条文省略)	第9条~第10条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第 3 章 株主総会</b></p> <p>第 10 条～第 13 条 (条文省略)</p> <p><u>(参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p>第 14 条 <u>当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項にかかる情報を、法務省令の定めるところにより、インターネット開示することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 15 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 章 取締役及び取締役会</b> (員数)</p> <p>第 16 条 当社に取締役 7 名以内を置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任)</p> <p>第 17 条 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 3 章 株主総会</b></p> <p>第 11 条～第 14 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 15 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>② 当社は、前項の電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 16 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 章 取締役及び取締役会</b> (員数)</p> <p>第 17 条 <u>当社に取締役(監査等委員である取締役を除く。) 7 名以内を置く。</u></p> <p><u>② 当社に監査等委員である取締役 4 名以内を置く。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第 18 条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会で選任されるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することのできる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</p>	<p>② 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することのできる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</p>
<p>② (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>③ (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p>	<p>④ <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p>
<p>第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(取締役会)</p>	<p>(取締役会)</p>
<p>第19条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第20条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>④ (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>② <u>前項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>③ 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>④ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>⑤ (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第22条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議により、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第23条 <u>取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役で区別して、株主総会の決議により定めるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p align="center"><b>第 5 章 監査役及び監査役会</b></p>	(削 除)
<p><u>(員数)</u></p>	
<p><u>第 21 条 当会社に監査役 4 名以内を置く。</u></p>	(削 除)
<p><u>(選任)</u></p>	
<p><u>第 22 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主総会の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(任期)</u></p>	
<p><u>第 23 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の在任期間とする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	
<p><u>第 24 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会)</u></p>	
<p><u>第 25 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の 3 日までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>② 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><b>第 6 章 会計監査人</b> 第 26 条～第 27 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第 28 条 会計監査人の報酬等は代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p><b>第 7 章 取締役及び監査役の責任免除</b> (損害賠償責任の一部免除) 第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。) <u>及び監査役(監査役であった者を含む。)</u>の当社に対する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p><b>第 5 章 監査等委員会</b> (監査等委員会)</p> <p><u>第 24 条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第 25 条 監査等委員会は、監査等委員である取締役の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><b>第 6 章 会計監査人</b> 第 26 条～第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第 28 条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p><b>第 7 章 取締役の責任免除</b> (損害賠償責任の一部免除) 第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）<u>及び監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約をすることができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 8 章 計算</b></p> <p>第 30 条～第 33 条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約をすることができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 8 章 計算</b></p> <p>第 30 条～第 33 条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p><u>第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 23 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u></p> <p><u>第 2 条 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行日である 2022 年 9 月 1 日（以下、「施行日」という。）から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条（参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有するものとする。</u></p> <p><u>② 本条の規定は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日後にこれを削除する。</u></p>



### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年12月23日(金)
定款変更の効力発生日	2022年12月23日(金)

以上